

富田林市要綱第 24 号

富田林市金剛地区再生指針推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 金剛地区再生指針(平成 29 年 3 月策定。以下「指針」という。)を推進するため、富田林市金剛地区再生指針推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査、協議及び連絡調整を行う。

- (1) 指針の推進に関する事項
- (2) 地区活性化に係る調査検討に関する事項
- (3) 関係者相互の連絡調整に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 独立行政法人都市再生機構西日本支社を代表する者
- (5) 関係事業者を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 本市職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認めるもの

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、当初に委嘱又は任命した委員の任期途中に新たに委嘱又は任命した委員の任期は、当初に委嘱又は任命した委員の任期が満了するときまでとする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(報告)

第6条 会長は、会議の内容を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市計画担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる協議会の招集は、市長が行う。

附 則 (平成29年富田林市要綱第29号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。